

輸出専門家による県産農林水産物トライアル輸出伴走支援業務委託仕様書

1 事業目的

新潟県産農林水産物の輸出拡大に向け、輸出に関心のある生産者等を対象に、対象国に対する直接輸出を輸出専門家（※1）の伴走支援のもとで試行し、輸出に取り組む生産者等の裾野拡大と輸出ノウハウの習得による自走を目指す。

※1：民間企業等において農林水産物・食品の輸出実務経験があり、農林水産物・食品分野の輸出に関する専門的知識を有する者

2 委託業務の名称

輸出専門家による県産農林水産物トライアル輸出伴走支援業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月10日（水）まで

4 取組対象国・主な対象者

対象国・地域 （※2）		選定理由	想定する主な対象者
A	【選択】 香港・台湾・ シンガポール	新潟米をはじめとする県産農林水産物の主要輸出先であり、現地での日本産農林水産物の認知度や輸出における各種規制等の面からトライアル輸出に取り組みやすい国・地域であるため	直接輸出の取組初心者
B	【必須】 アメリカ	輸出における各種規制が上記の国・地域より厳しいものの、近年、新潟米等県産農林水産物の需要が特に高まっている国であるため	直接輸出の取組経験があり、新たな輸出先国としてアメリカへの直接輸出を希望する者

※2：取組実施国は、Aの中から1か国以上（取組実施可能な国・地域を参加申込書に記入すること）、Bは必須とし、委託決定後、県と協議の上最終決定する。

5 委託料限度額

7,000 千円（消費税、地方消費税及び現地諸税等を含む。）

6 委託業務の内容

（1）トライアル輸出の伴走支援の実施

ア トライアル輸出の参加者は、県産農林水産物を取り扱う次の（ア）の事業者で、輸出に関心がある者・取組中の者とする。

（ア）参加対象者（いずれも県内に所在）

- ・生産者、食品製造・加工業者、蔵元
- ・関係団体（JA、農業法人、酒造組合、輸出商社、集・出荷事業者等）

（イ）想定参加者数

4のA・B合計 最大延べ10社程度（同一参加者の複数国での取組も可）

（ウ）事業者への案内方法

事業者募集は県が行う。県と協議の上、募集用のチラシを作成すること。

イ 参加申込フォームを設け、参加希望者の取りまとめを行うこと。なお、参加希望者が多数の場合は、県と協議の上、輸出品目の将来性や輸出実績、輸出に対する積極性などを総合的に考慮し、選考を行うことも可能とする。

ウ 輸出専門家は、参加者個々に対して、個々の輸出経験や輸出品目等に応じた次の支援等を対面またはオンラインで実施するとともに、取組実施中に生じた輸出課題に対し対策を助言すること。なお、輸出専門家は外部確保も可能とする。

(ア) 対象国の市場動向、各種規制、輸出実務等の説明

(イ) 商談シートの作成支援・ブラッシュアップ

(ウ) 輸出診断、試験輸出に向けた輸出事業計画の作成支援

- ・輸出事業計画の実行段階で情勢変化等が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

(エ) 輸出事業者やバイヤーとのマッチング、試験輸出に向けた商談及びフォローアップ

- ・試験輸出取組者の輸出品目を考慮し、適切な輸出事業者やバイヤー等をマッチングさせ、商談を実施すること。必要に応じ複数の試験輸出取組者を対象とした商談会の実施も可能とする。

- ・商談後の契約締結や継続取引に向けて、海外での商談に向けた必要なスキルの指導や商談結果へのフォローアップ等、適切なアドバイスを実施すること。

(オ) 現地でのトライアル販売の実施

- ・上記で支援した輸出品目のトライアル輸出を実施し、その結果を分析してフィードバックを行うこと。

(2) 成果報告書の提出

委託業務完了後、実施結果を踏まえた成果報告書等を契約期間内に提出すること。

ア 成果報告書（電子媒体）

以下の内容を記載すること。

(ア) 事業の結果概要

(イ) 参加者の取組状況

(ウ) トライアル輸出の実施結果

(エ) 委託業務に関するまとめ、課題、分析、考察

イ 活動記録写真（電子媒体）

7 その他

(1) 特段明記されていない本業務に要する経費は受託者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(2) 委託費の支払は、原則、業務完了検査後の精算払いとする。

(3) 業務の実施にあたっては、県と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。

(4) 業務のために収集した資料及び情報等は、県の許可なく漏洩しないこと。特に個人情報については、注意すること。

(5) 成果物の著作権は新潟県に帰属するものとする。

(6) 仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、決定する。